昭和49年10月26日

規程(全学協議会承認)第22号

- 第1条 立正大学(以下「本学」という。)に学則第79条の定めるところにより以下の規程を設ける。
- 第2条 名誉教授の称号は本学専任教員として多年貢献し、学徳すぐれた者を所属学部長が教授会に 諮り学長に推薦し、全学協議会の議を経て学長が授与する。
- 2 学長は、本学専任教員として在職したと否とにかかわらず、名誉教授の称号を授与するにたる事由が認められる場合 全学協議会の議を経て、その者に称号を授与することができる。
- 第3条 名誉教授の称号は以下の各号の一に該当する者に対して授与する。
 - (1) 本学に専任教員として満20年以上在職し、そのうち教授として満10年以上在職したもので教育上、学術上すぐれた功績のあった者
 - (2) 本学に教授・准教授(助教授)・講師として在職した者で教育上・学術上多大な貢献をなし特にすぐれた功績のあった者
 - (3) 本学との連携・交流に多大な貢献をなし、特に優れた功績のあった者
- 第4条 名誉教授の称号の授与は別表1、別表2に定める称号記をもってこれを証するものとする。
- 2 学長は、名誉教授の称号を授与された者が、その栄誉を汚す行為を行い、称号を保持するに適当 でないと認めたときは、全学協議会の議を経て、称号の授与を取り消し、称号記を返付させること ができる。
- 第5条 名誉教授は、本学学則その他の学内諸規則にしたがって、施設等を利用することができる。
- 2 名誉教授が学部等の講義を非常勤講師として担当する場合は、「立正大学非常勤講師給与支給細則」第2条の定めに従う。

附則

本規程は、昭和49年10月26日より施行する。

本規程は、昭和55年10月25日より改正施行する。

平成7年3月24日改正、平成7年4月1日施行

平成15年7月30日改正、平成15年4月1日施行

平成19年3月19日改正、平成19年4月1日施行

平成19年7月30日改正、平成19年7月30日施行

別表1

別表2